



環廃産発第 120330002 号
平成 24 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



「規制・制度改革に係る追加方針」（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）において平成 23 年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、現行制度で可能な再委託の範囲の明確化のため平成 23 年度中に必要な措置を講ずることとされたところであるが、これを受け、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処理の再委託については、法第 14 条第 16 項及び第 14 条の 4 第 16 項において原則的に禁止されている。これは、再委託は産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託することを原則として禁止するものである。

ただし、産業廃棄物処理業者が委託を受けた産業廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 12 若しくは第 6 条の 15 に規定する再委託基準に従って再委託する場合又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 10 条の 7 若しくは



第10条の19に規定する場合に再委託をすることは、上記趣旨に反するものではなく、処理施設の故障により受託した産業廃棄物の処分が困難となった等の緊急的な事態が生じた場合等に限定されないことに留意されたい。